

令和8年度

道路維持修繕事業ほか

福富地区市道法面伐木等業務

仕様書

施 工 場 所 東広島市福富町一円

位置図

市道戸野高田線(B箇所)

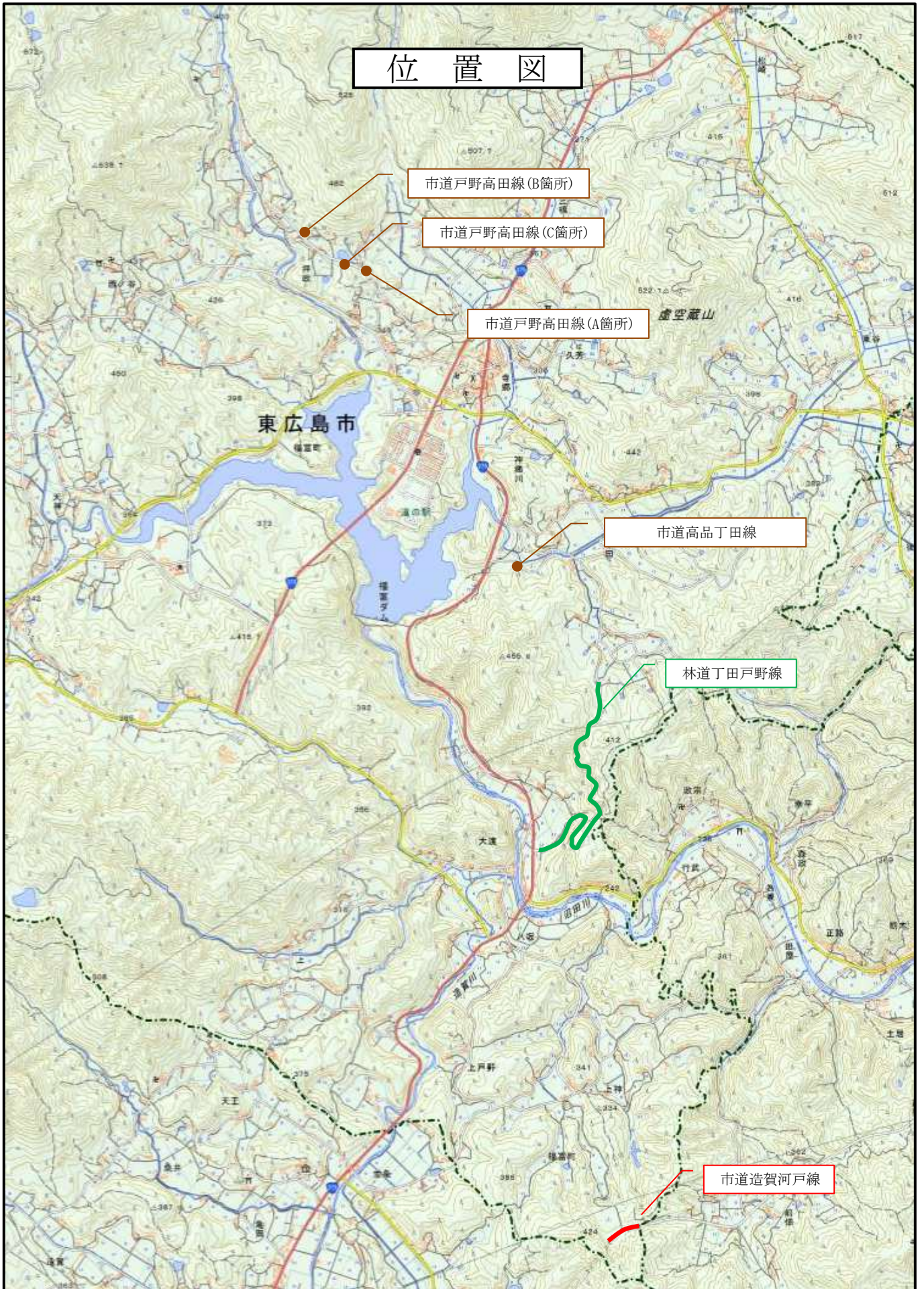
市道戸野高田線(C箇所)

市道戸野高田線(A箇所)

市道高品丁田線

林道丁田戸野線

市道造賀河戸線



特記仕様書

(令和8年度 道路維持修繕事業ほか 福富地区市道法面伐木等業務)

第1章 総則

1. 適用
2. 前払金
3. 部分払い
4. 委託の期間
5. 官公庁等への手続き等
6. 熱中症対策に資する現場管理費の補正
7. 業務責任者の配置について
8. 法定外の労災保険の付保

第2章 施工条件

1. 工程
 - (1) 一般項目
 - (2) 一般項目
2. 安全対策
 - (1) 交通誘導警備員・警戒船・保安要員
3. 建設副産物
 - (1) 除草した草等の処分について
 - (2) 伐木した木等の処分について

第3章 施工管理

1. 出来形管理
 - (1) 除草作業範囲について
 - (2) 除草作業の写真について
 - (3) 伐木作業の写真について

第4章 その他

1. 業務関係書類
2. 疑義の解決等
3. 施工計画書
4. 指示書
5. 委託内容の変更
6. 完了検査報告書
7. 特定外来生物オオキンケイギクの取扱いについて

特記仕様書

第1章 総則

1. 適用

本業務の施工にあたっては、「土木工事共通仕様書（令和7年8月）広島版（適用区分「広島」及び「広島県）」及び東広島市制定の第15編下水道編(最新版)に基づいて実施しなければならない。この場合においては、次のとおりとする。

- (1) 「広島県」とあるのは「東広島市」と読み替える。（ただし、第1編第1章第1節1-1-1-26第10項、第1編第1章第2節1-1-2-1第3項、1-1-2-8第1項、1-1-2-9第1項、1-1-2-10第1項、1-1-2-11第1項、第6項、第8項、1-1-2-14第2項、1-1-2-16第1項、第3項、第2編第1章第3節2-1-3-1、第3編第1章第2節3-1-2-3第2項においては読み替えない。）
- (2) 「土木工事監督規程」とあるのは「東広島市建設工事監督事務取扱要綱」と読み替える。
- (3) 「土木工事検査規程」とあるのは「東広島市建設工事検査規程」と読み替える。
- (4) 「建設工事執行規則第19条の1」とあるのは「東広島市建設工事執行規則第19条第1項」と、「建設工事執行規則第41条の2」とあるのは「東広島市建設工事執行規則第41条第2項」と読み替える。
- (5) 「広島県契約規則第2条の1」とあるのは「東広島市契約規則第2条第1項」と読み替える。
- (6) 「土木工事検査技術基準」とあるのは「東広島市の「土木工事検査技術基準）」と読み替える。
- (7) 「低入札価格調査制度事務取扱要綱」とあるのは「東広島市低入札価格調査制度事務取扱要領」と読み替える。
- (8) 「広島県の建設工事入札参加資格」とあるのは「東広島市の競争入札参加資格」と読み替える。
- (9) 広島県の「建設業者等指名除外要綱」とあるのは東広島市の「建設業者等指名除外基準要綱」と読み替える。
- (10) 「建設工事における低入札価格調査制度事務取扱要綱」とあるのは「東広島市低入札価格調査制度事務取扱要領」と、「建設工事における低入札価格調査制度事務取扱要綱第10条」とあるのは「東広島市低入札価格調査制度事務取扱要領第11条」と読み替える。
- (11) 「県発注工事等における暴力団排除のための契約制限要綱」とあるのは「東広島市建設工事暴力団等排除要綱」と読み替える。

(12) その他

編	章	節	条	見出し	項	特記及び追加仕様事項
1	1	1	27	週休二日の対応		適用しない。
1	1	2	5	工事の下請負	3から6まで	適用しない。
1	1	2	14	施工管理	1	適用しない。
1	1	2	16	環境対策	4	適用しない。
1	1	2	20	週休二日の対応		適用しない。
1	1	3	3	現場代理人及び主任技術者又は監理技術者	5から6まで	適用しない。
1	1	3	4	下請負及び契約の制限	1(2)	適用しない。
1	1	3	5	主要資材の購入		適用しない。
1	1	3	7	契約後VE工事		適用しない。
1	1	3	9	県産木材の活用	(2)	適用しない。
1	1	3	10	工事現場の現場環境改善等		適用しない。
1	1	3	11	現場環境改善（ウィークリースタンス）の実施	(4)[2]から[7]まで	適用しない。
3	1	1	1	請負代金内訳書		適用しない。
3	1	1	2	工程表		適用しない。
3	1	1	7	工事完成図書の納品	2から6まで	適用しない。
3	1	1	8	技術検査	3から5まで	適用しない。
3	1	2	1	請負代金内訳書		適用しない。
3	1	2	2	工程表		適用しない。
3	1	2	5	工事完成図書の納品		適用しない。
3	1	2	6	提出書類	2	適用しない。
3	1	3	1	工事完成図書の納品		適用しない。
3	1	3	2	技術検査	2	適用しない。

2. 前払金

本業務は、前払い金の請求及び支払いをすることができないものとする。（ただし、一般管理費等率の補正の対象外とする。）

3. 部分払い
本委託は、部分払金を次のとおり請求できるものとする。
令和8年度 1回
4. 委託の期間
契約する全路線の除草は、原則7月から作業を実施し、9月末日までに完了すること。
完了できない特段の理由がある時は、監督員と業務打合せ簿及び業務工程表にて協議し承諾を得ること。
5. 官公庁等への手続き等
受注者は、関係官公庁及びその他の関係機関との諸手続きにおいて許可、承諾等を得た場合はその書面(写し)を提出するものとし、更新手続き(許可内容が同じもの)の場合は、届出等の鑑のみとする。
6. 熱中症対策に資する現場管理費の補正
 - (1) 本業務は、工事現場の熱中症対策に資する経費に関して、現場管理費の補正を行う工事である。
 - (2) 工期(工事の始期日から工事の終期日までの期間で、準備期間、施工に必要な実日数、不稼働日、後片付け期間の合計をいう。なお、検査期間13日、年末年始6日間(12月29日～1月3日)、夏季休暇3日間(国民の祝日である山の日の次の日から土曜日、日曜日、振替休日を除く3日間とする。)、工場制作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。)期間中の真夏日の状況に応じて、変更契約時に現場管理費の補正を行うものとする。
 - (3) 真夏日とは、日最高気温が30度以上の日をいう。また、日最高暑さ指数(WBGT)が25度以上の日をいう。
ただし、夜間工事のみの場合は、作業時間帯の最高気温または最高暑さ指数(WBGT)を対象とする。
 - (4) 気温の計測箇所及び結果は、施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所の気温または環境省が公表している観測地点の暑さ指数(WBGT)を用いることを標準とする。
 - (5) 受注者は、工事期間中における気温の計測箇所、用いる計測値及び計測期間(計測開始日、計測終了予定日)を明記した施工計画書を工事着手前に提出し、計測結果を工事完成時までに監督職員に提出すること。
 - (6) 受注者は、計測終了日について、工事完成時までに監督職員と協議するものとする。
 - (7) 積算方法は次のとおりとする。
 - 1) 補正方法
 - ア 受注者より提出された計測結果の資料を基に、補正値を算出し現場管理費率に加算する。
なお、現場管理費率の補正は「積雪寒冷地域で施工時期が冬期となる場合の補正」、「緊急工事の場合」及び本補正値を合計し、2%を上限とする。
 - イ 真夏日率=工期期間中の真夏日÷工期
 - ウ 補正値(%)=真夏日率×1.2
 - 2) 補正値の計算結果は、パーセント表示で小数点3位を四捨五入して2位止めとする。
 - (8) 受注者より、熱中症対策に資する現場管理費の補正が不要である旨の協議があった場合は、補正を行う工事から対象外とすることができる。
 - (9) 検査職員から修補の指示があった場合、修補期間は対象外とする。
7. 業務責任者の配置について
業務責任者の専任性・常駐等については、「技術者等の適正配置について」の2(3)現場代理人の専任性・常駐等についてに準ずるものとする。(様式-1)
8. 法定外の労災保険の付保
 - 1 本業務において、受注者は法定外の労災保険に付さなければならない。
 - 2 受注者は、法定外の労災保険の契約締結をしたときは、その証券又はこれに代わるものを速やかに監督職員に提示しなければならない。
 - 3 法定外の労災保険は、政府の労働者災害補償保険とは別に上乘せ給付等を行うことを目的とするものであり、(公財)建設業福祉共済団、(一社)全国建設業労災互助会、全日本火災共済協同組合連合会、(一社)全国労働保険事務組合連合会又は保険会社との間で、契約を締結しているものとする。

第2章 施工条件

1. 工程

(1) 一般項目

本業務の実施路線において、他の工事が並行して実施される場合があるとは、受託者はこれらの工事施工者と工程について十分調整し、安全の確保及び業務の円滑な推進に努めなければならない。

(2) 一般項目

本業務の実施にあたっては、道路交通法80条の規定に基づく回答条件を遵守するとともに一般交通及び沿線に迷惑をかけないように十分留意すること。

2. 安全対策

(1) 交通誘導警備員・警戒船・保安要員

交通誘導警備員 ・交通誘導警備員の配置人数は、工事着手後、規制を要する日から市道12人、林道6人を見込んでいる。ただし、現場条件の変更等により、交通誘導警備員の人数変更が必要となった場合は、事前に監督職員と協議を行った上で変更対象とする。

3. 建設副産物

(1) 除草した草等の処分について

当該業務により発生する草等の処分は、広島中央エコパークに搬出することを見込んでいる。したがって、正当な理由がある場合を除き処分に要する費用（単価）は、変更しない。また、運搬距離は、市道除草14.6km、林道除草16.4kmを見込んでいる。

(2) 伐木した木等の処分について

当該業務により発生する建設発生木材・竹類は、広島県制定の再資源化施設一覧に掲載されている施設に搬出するものとする。搬出先として、運搬費と受入費(平日の受入費用)の合計が最も経済的になる再資源化施設を見込んでいる。したがって、正当な理由がある場合を除き処分に要する費用（単価）は、変更しない。また、運搬距離は、5.6kmを見込んでいる。

第3章 施工管理

(1) 除草作業範囲について

除草幅は、法肩及び法尻から1.0m(手の届く範囲の上空を含む。)を標準的な範囲とするが、特に必要が認められるものは監督職員と協議のうえ処置を決定する。

歩車道境界ブロック等の構造物境より線路上に発芽した雑草除草の管理幅は、0.1mを標準とし、0.1m以上ある箇所については、監督職員と協議のうえ決定する。

刈り草は、散乱することで交通影響があるため速やかに回収すること。

(2) 除草作業の写真管理について

(1) 着工前・完成写真は200m間隔に1回撮影すること。

(2) 出来形写真は、原則200m間隔に1回撮影することとするが、法面除草箇所においては、1か所以上出来形写真を撮影すること。

(3) 施工状況写真は2,000m間隔に1回撮影すること。ただし、路線延長が2,000mに満たない場合は、路線毎に1回とする。特に、飛散防止対策や除草、積込、交通誘導員配置など安全管理に関する項目を撮影すること。

(3) 伐木作業の写真管理について

(1) 着工前・完成写真は100m間隔に1回撮影すること。

(2) 出来形写真は、原則100m間隔に1回撮影することとするが、必要と思われる箇所は監督職員と協議のうえ、追加すること。

(3) 施工状況写真は200m間隔に1回撮影すること。ただし、路線延長が200mに満たない場合は、路線毎に1回とする。特に、伐木、集積、積込、交通誘導員配置など安全管理に関する項目を撮影すること。

第4章 その他

1. 業務関係書類

- (1) 工事関係書類の作成は、東広島市建設工事関係書類作成要領「土木工事編」によるものとする。
- (2) 工事関係書類の提出は、「契約関係書類」1部、「施工管理書類」は、工事打合せ簿による場合は2部、その他による場合は1部とする。

2. 疑義の解決等

本特記仕様書及び設計図書に明示していない事項または、その内容に疑義が生じた場合は、監督職員と協議し決定すること。

3. 施工計画書

本委託の実施にあたっては、次の事項を記載のうえ施工計画書を提出するものとする。

- (1) 業務概要
- (2) 現場組織表
- (3) 安全管理
- (4) 緊急時の体制及び対応
- (5) 安全・訓練の活動内容
- (6) 実施工程表

また、監督職員がその他の項目について補足を求めた場合には追記するものとする。

4. 指示書

指示事項がある場合には、監督職員から打合せ簿で通知するものとする。

5. 委託内容の変更

本委託の各内訳書及び明細書の数量は、見込み数量であるので、実績に応じて変更するものとする。また、本委託にない工種が必要な場合には、監督職員と協議し委託内容を変更するものとする。

6. 完了検査報告書

受注者は、委託業務が完了し支払いを請求しようとするときは、検査請求書（様式-3）を提出するものとする。

7. 特定外来生物オオキンケイギクの取扱いについて

「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成16年 法律第78号）（以下、「外来生物法」という。）」の遵守を目的として、特定外来生物オオキンケイギクについて下記のとおり取り扱うこと。

(1) 報告

対象道路沿線においてオオキンケイギクの生育を確認した場合は、発注者へ生息区域を報告し、対応について相談すること。

(2) 防除作業について

刈り取り等の防除作業を実施する場合には、防除の目標としている種の駆除作業を行う者である従事者を把握できるよう（様式2）特定外来生物防除従事者台帳を作成し、発注者へ提出すること。そして従事者全員について、発注者から、外来生物法に基づく防除を実施していることを証する（様式4）特定外来生物防除従事者証の交付を受けること。

(3) 資格証の携帯について

防除従事者は、防除作業中において、特定外来生物防除従事者証を必ず携帯し、関係者等の求めに応じ、提示しなければならない。

(4) 防除従事者への指導について

業務責任者は、防除従事者に対し、防除対象生物に関する基礎的知識や防除作業における注意点などを周知し、防除技術の維持向上に努め、特定外来生物防除従事者台帳により従事者等による特定外来生物の個人的な持ち帰り等がないように従事者を指導しなければならない。

(5) 飛散防止対策について

防除作業に当たっては、オオキンケイギクの生育拡大を防止するため、飛散防止対策を講じること。（※1）

(6) 防除作業の周知について

防除作業中は、外来生物法に基づき、防除対象、期間、防除内容に関する看板を防除区域に設置し、市民への周知を図ること。(※2)

(※1) 飛散防止対策とは、規制対象の種や根の飛散を防ぐ次のような対策を言う。

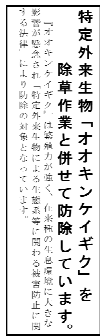
【作業】 飛石防護ネットの設置、刈ったオオキンケイギクを集草・一時保管等によりむやみに移動させない。

【運搬】 パッカー車運搬、トラックであれば車両走行中に飛散しないように荷台に防護ネットを張る。

【処分】 運搬から直接焼却施設へ搬入する。一時保管する場合は飛散しないよう三方囲まれた場所等で保管する。

(※2) 周知看板は、除草作業実施看板と合わせて、特定外来生物「オオキンケイギク」を防除していることを周知する看板を設置すること。

【看板例】



業務責任者及び主任技術者指名（変更）届

令和 年 月 日

東 広 島 市 長 様

(受注者) 住所
氏名

印

下記のとおり指名（変更）しましたのでお届けします。

記

1 業務名

業 務 名	
業 務 場 所	
契 約 年 月 日	
履 行 期 間	
業 務 委 託 料	

2 業務責任者

氏 名 (生 年 月 日)	
業務責任者の委任除外権限	

3 主任技術者

氏 名 (生 年 月 日)	資 格	登録番号又は資格者証番号

- (注) 1 請負人との雇用関係が確認できるもの（健康保険証の写し等）を添付すること。
- 2 資格欄には、建設業法第7条第2号イ、ロ及びハ並びに第15条第2号イ、ロ及びハのうち該当するものを記入するとともに、当該工事に必要となる資格者証等を添付すること。
(実務経験者の場合は、実務経歴書を添付すること。)
- 3 記載事項に変更が生じた場合は、速やかに再提出すること。ただし、「1 業務名」欄における記載事項の変更については、再提出を不要とする。

完了（出来形）検査請求書

令和 年 月 日

東広島市長 様

(受 注 者) 印

1 業 務 名

2 業 務 場 所

3 業 務 委 託 料

4 履 行 期 間 自 令和 年 月 日
至 令和 年 月 日

5 検 査 の 範 囲 令和 年 月末時点

第 号

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律に基づく

オオキンケイギクの防除従事者証

令和 年 月 日

東広島市長 高垣 廣徳



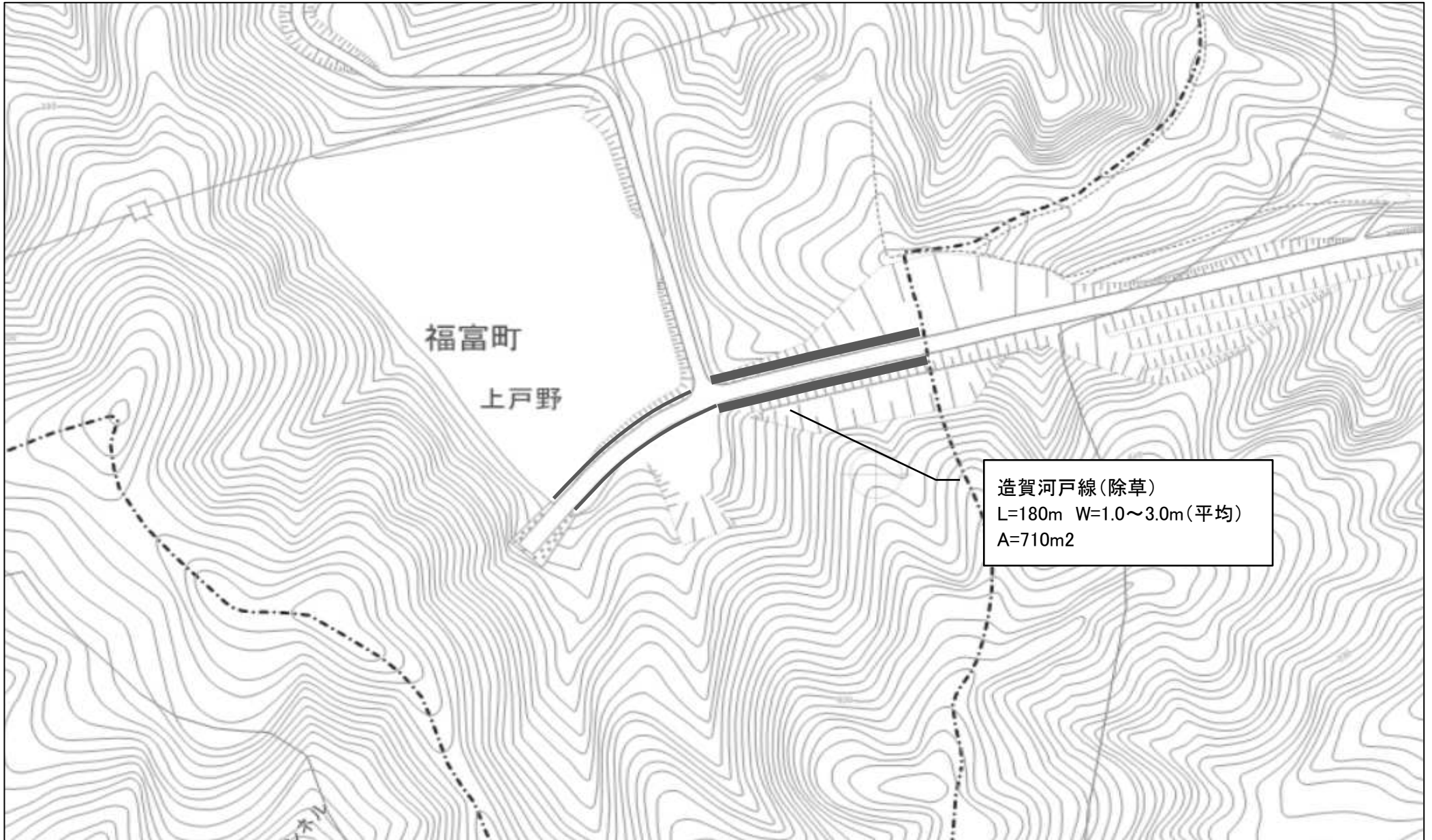
氏名 (実施主体)	(従事者 外 名)
住所	
目的	オオキンケイギクの防除
防除区域	東広島市
防除期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日

(裏面)

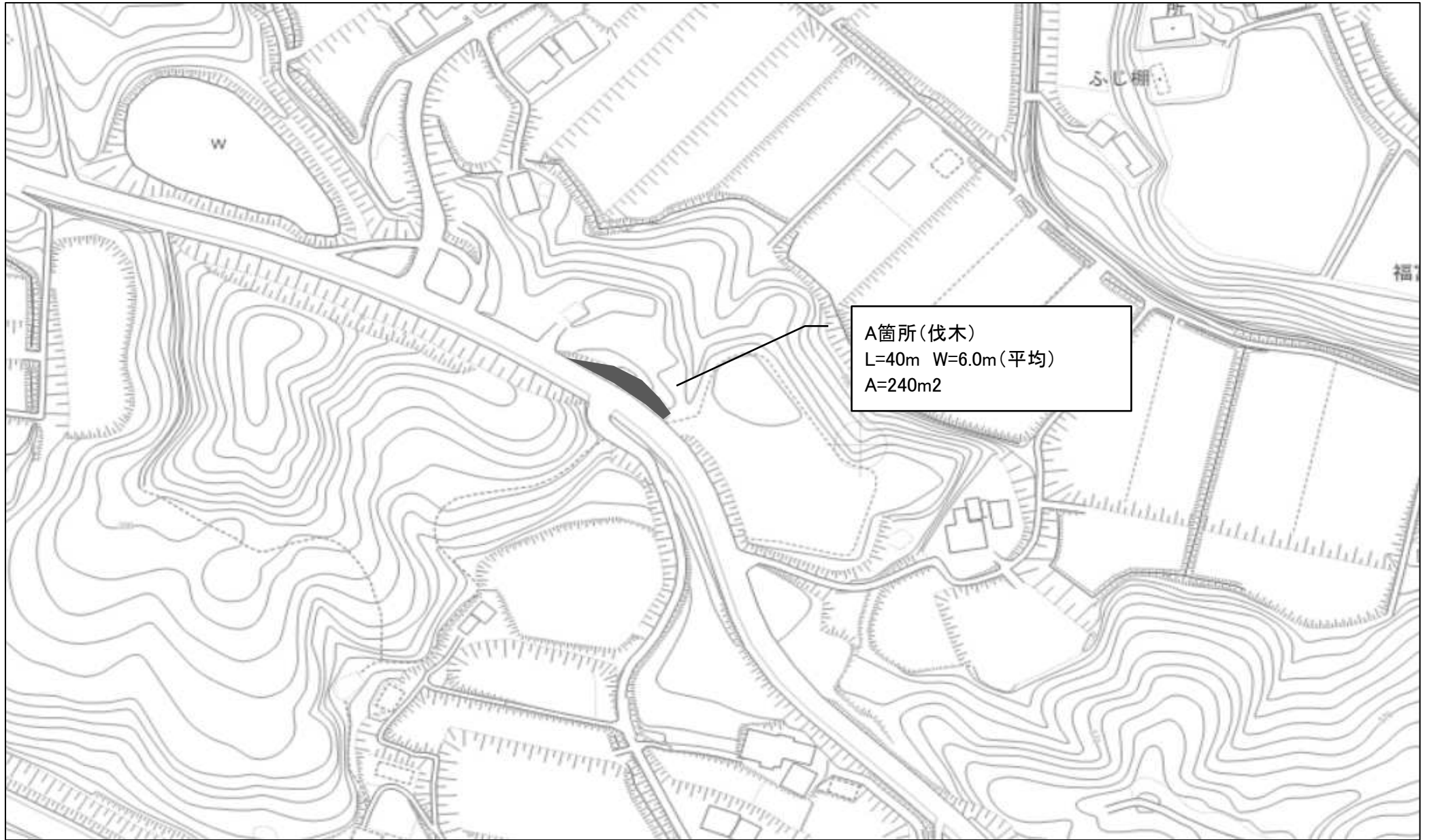
※ 注意事項

防除従事者証は、オオキンケイギクの防除に際して、必ず携帯しなければならない、かつ、他人に使用させてはならない。

造賀河戸線



戸野高田線(A箇所)



戸野高田線(B箇所)



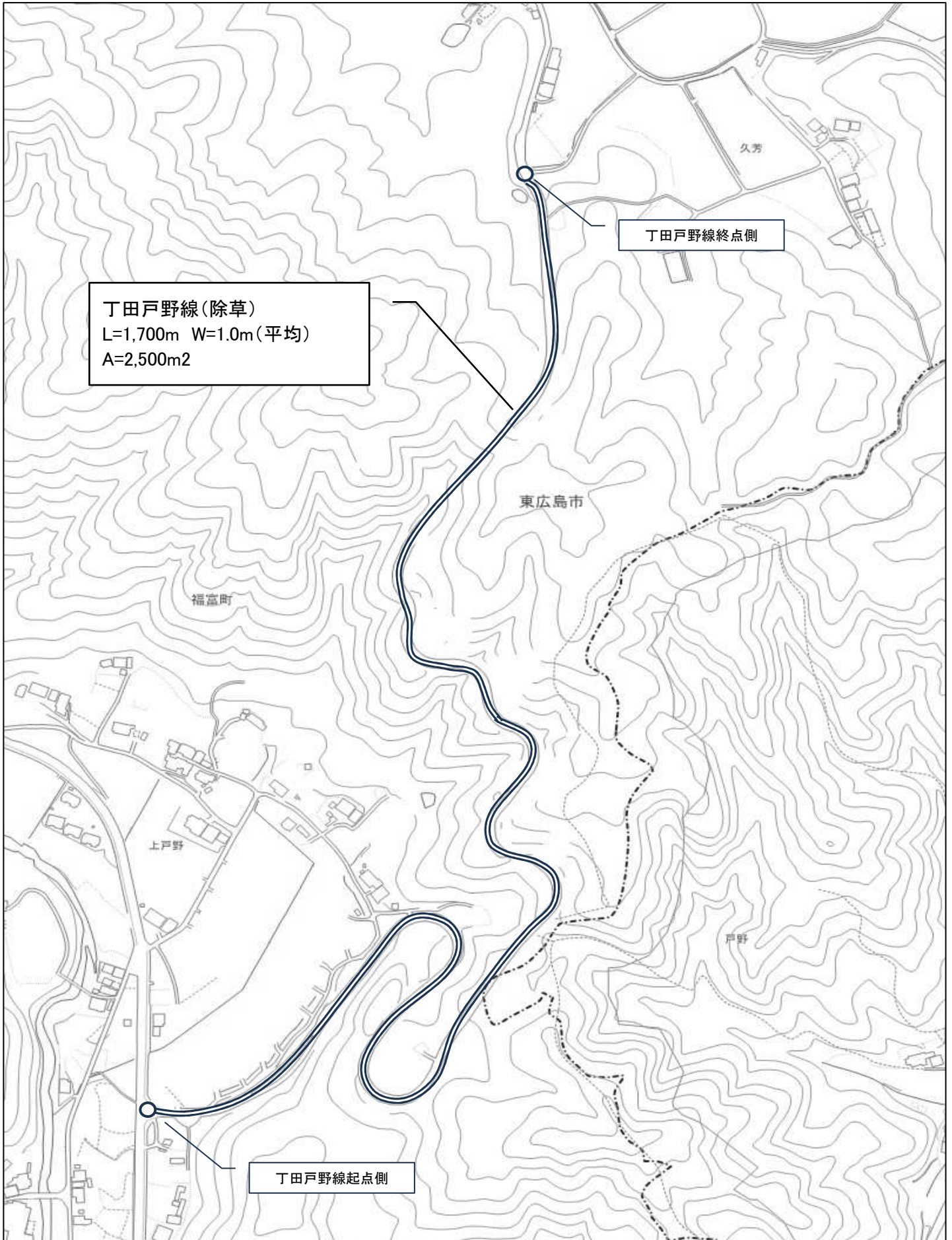
戸野高田線(C箇所)



高品丁田線



丁田戸野線



工事数量総括表

費目・工種明細など	規格1・規格2	単位	数量	備考
本工事費				
道路維持（市道）		式	1	レベル1
道路維持工		式	1	レベル2
道路除草工		式	1	レベル3
道路除草（複合）	機械除草(肩掛式)・集草・積込運搬 飛び石防護あり	m2	700	レベル4
除草処分		式	1	レベル3
除草処分費		kg	930	レベル4
伐木除根工		式	1	レベル3
伐木		m2	1,600	レベル4
集積積込み	伐採木	m2	1,600	レベル4
運搬	伐採木	m3	58	レベル4
伐採木処分		式	1	レベル3
伐採木処分費		t	29	レベル4
仮設工		式	1	レベル2
交通管理工		式	1	レベル3
交通誘導警備員		人	12	レベル4
道路維持（林道）		式	1	レベル1
除草工		式	1	レベル2

工事数量総括表

費目・工種明細など	規格1・規格2	単位	数量	備考
道路除草工		式	1	レベル3
道路除草(複合)	機械除草(肩掛式)・集草・積込運搬 飛び石防護あり	m2	2,500	レベル4
除草処分		式	1	レベル3
除草処分費		kg	2,400	レベル4
仮設工		式	1	レベル2
交通管理工		式	1	レベル3
交通誘導警備員		人	6	レベル4
** 直接工事費 **				
共通仮設費率分				
** 共通仮設費計 **				
** 純工事費 **				
現場管理費				
** 工事原価 **				
一般管理費率分				
一般管理費計				
** 工事価格 **				
** 消費税相当額 **				
** 工事費計 **				

参 考 図 書

業務名称 : 令和8年度 道路維持修繕事業ほか
福富地区市道法面伐木等業務

<注意事項>

1 本業務は、数量公開の対象工事です。

2 この数量書は適正な積算のための参考指標として数量を示すものです。

数量は参考数量であり、設計図書ではありません。内容の如何にかかわらず、契約上の拘束を
するものではありません。

3 その他

当該業務により発生する刈草及び伐木枝は、搬出先として、次の施設を見込んでいる。

河内町

種 別	施設の名称	所在地	運搬距離
市道除草	広島中央エコパーク	東広島市西行町三永 10759-2	14.6km
市道伐木	賀茂森林組合 賀茂バイオマスセンター	東広島市河内町戸野 575-1	5.6km
林道除草	広島中央エコパーク	東広島市西行町三永 10759-2	16.4km

総括情報表

変更回数 適用単価地区 単価適用日 諸経費体系	0 46 東広島市(福富) 00-08.03.01(0) 1 公共(一般)	凡例 Co … コンクリート As … アスファルト DT … ダンプトラック BH … バックホウ CC … クローラクレーン TC … トラッククレーン RTC… ラフテレーンクレーン
	当世代 13 道路維持工事 00 補正なし 00 補正なし 00 補正なし 00 補正なし 00 補正なし 00 補正なし 00 補正なし 00 通常工事 0% 00 補正無し 03 補正しない	前世代
建設技能労働者や交通誘導員等の現場労働者にかかる経費として、労務費のほか各種経費（法定福利費の事業者負担額，労務管理費，安全訓練等に要する費用等）が必要であり，本積算ではこれらを現場管理費等の一部として率計上している。		

本工事費 内訳表

費目・工種・施工名称など	数量	単位	単価	金額	備考
本工事費					X1000
道路維持(市道)					Y1G01 レベル1
道路維持工	1	式			Y1G0121 レベル2
道路除草工	1	式			Y1G012101 レベル3
道路除草(複合) 機械除草(肩掛式)・集草・積込運搬 飛び石防護あり	700	m2			Y1G01210101 レベル4
機械除草(肩掛式)・集草・積込運搬 ダンプトラック(オンロード・DE・2t積級) ダンプトラック運搬17.5km以下(14.5km超)	700	m2			SPK25040359 00 単第0 -0001 表
除草処分	1	式			Y3999 レベル3
除草処分費	930	kg			Y4999 レベル4
【直接工事費に含まれる処分費等】 「処分費等」の取扱いによる					#0041

本工事費 内訳表

費目・工種・施工名称など	数量	単位	単価	金額	備考
除草処分費 広島中央エコパーク	930	kg			F0001 00
伐木除根工	1	式			Y3999 レベル3
伐木	1,600	m2			Y4999 レベル4
伐木・伐竹(伐木除根) 伐木(人力:中)(10本以上50本未満/100m2)	1,600	m2			SPK25040183 00 単第0 -0002 表
集積積込み 伐採木	1,600	m2			Y4999 レベル4
集積(人力施工)(伐木除根)	1,600	m2			SPK25040187 00 単第0 -0003 表
集積積込み(機械施工)(伐木除根) 除根作業無し	1,600	m2			SPK25040186 00 単第0 -0004 表
運搬 伐採木	58	m3			Y4999 レベル4
運搬(伐木除根) 機械施工 除根作業無し DID区間無し 運搬距離6.0km以下(5.0km超)	58	m3			SPK25040189 00 単第0 -0005 表

本工事費 内訳表

費目・工種・施工名称など	数量	単位	単価	金額	備考
伐採木処分					Y3999 レベル3
	1	式			
伐採木処分費					Y4999 レベル4
	29	t			
【直接工事費に含まれる処分費等】 「処分費等」の取扱いによる					#0041
建設発生木材受入費 伐採木 賀茂地方森林組合 賀茂バイオマスセンター					F0002 00
	29	t			
仮設工					Y1G0126 レベル2
	1	式			
交通管理工					Y1G012621 レベル3
	1	式			
交通誘導警備員					Y1G01262101 レベル4
	12	人			
交通誘導警備員B					R0369 00
	12	人			
道路維持(林道)					Y1G01 レベル1
	1	式			

本工事費 内訳表

費目・工種・施工名称など	数量	単位	単価	金額	備考
除草工					Y1G0121 レベル2
	1	式			
道路除草工					Y1G012101 レベル3
	1	式			
道路除草(複合) 機械除草(肩掛式)・集草・積込運搬 飛び石防護あり					Y1G01210101 レベル4
	2,500	m2			
機械除草(肩掛式)・集草・積込運搬 ダンプトラック(オンロード・DE・2t積級) ダンプトラック運搬17.5km以下(14.5km超)					SPK25040359 00
	2,500	m2			単第0 -0001 表
除草処分					Y3999 レベル3
	1	式			
除草処分費					Y4999 レベル4
	2,400	kg			
【直接工事費に含まれる処分費等】 「処分費等」の取扱いによる					#0041
除草処分費 広島中央エコパーク					F0001 00
	2,400	kg			
仮設工					Y1G0126 レベル2
	1	式			

本工事費 内訳表

費目・工種・施工名称など	数量	単位	単価	金額	備考
交通管理工					Y1G012621 レベル3
	1	式			
交通誘導警備員					Y1G01262101 レベル4
	6	人			
交通誘導警備員B					R0369 00
	6	人			
** 直接工事費 ** #0020計=支給品等(材料),無償貸付					
共通仮設費率分					Z0019
計算情報..... 対象額..... 率.....					
** 共通仮設費計 **					
** 純工事費 **					
現場管理費 計算情報..... 対象額..... 率.....					

本工事費 内訳表

費目・工種・施工名称など	数量	単位	単価	金額	備考
工事原価					
一般管理费率分 計算情報..... 対象額..... 率.....					前払補正率...
一般管理費計					
工事価格					
消費税相当額 計算情報..... 対象額..... 率.....					
工事費計					

施工単価表

機械除草(肩掛式)・集草・積込運搬
 ダンプトラック(オンロード・DE・2t積級)
 機械構成比: 1.74% 労務構成比:

SPK25040359

ダンプトラック運搬17.5km以下(14.5km超)

単第0 -0001 表

1 m2 当り
 標準単価: 154.11000

代表機労材規格(積算地区)	構成比	単価(積算地区)	代表機労材規格(東京地区)	単価(東京地区)	備考
ダンプトラック[オンロード・ディーゼル] 2t積級 (タイヤ損耗費及び補修費(良好)を含む)	1.44%		ダンプトラック[オンロード・ディーゼル] 2t積級 (タイヤ損耗費及び補修費(良好)を含む)		MTPC00016T1 MTPT00016T1
草刈機 肩掛式 カッタ径 255mm	0.30%		草刈機 肩掛式 カッタ径 255mm		MTPC00114 MTPT00114
普通作業員	49.49%		普通作業員		RTPC00002 RTPT00002
特殊作業員	33.05%		特殊作業員		RTPC00001 RTPT00001
土木一般世話役	8.04%		土木一般世話役		RTPC00009 RTPT00009
運転手(一般)	4.41%		運転手(一般)		RTPC00007 RTPT00007
その他(労務)			その他(労務)		ER009
軽油 パトロール給油,2~4KL積載車給油	0.56%		軽油パトロール給油		TTPC00013 TTPT00013
積算単価			積算単価		EP001

施工単価表

伐木・伐竹(伐木除根)

SPK25040183

単第0 -0002 表

伐木(人力:中)(10本以上50本未満/100m2)

1

m2 当り

機械構成比: 0.00% 労務構成比: 100.00%

材料構成比: 0.00%

市場単価構成比: 0.00%

標準単価:

125.84000

代表機労材規格(積算地区)	構成比	単価(積算地区)	代表機労材規格(東京地区)	単価(東京地区)	備考
特殊作業員	56.23%		特殊作業員		RTPC00001 RTPT00001
土木一般世話役	22.17%		土木一般世話役		RTPC00009 RTPT00009
普通作業員	12.51%		普通作業員		RTPC00002 RTPT00002
その他(労務)			その他(労務)		ER009
積算単価			積算単価		EP001
A=2 伐木(人力:中)(10本以上50本未満/100m2)			B=1 -(全ての費用)		

施工単価表

集積積込み(機械施工)(伐木除根)

SPK25040186

単第0 -0004 表

除根作業無し

1

m2 当り

機械構成比: 29.99% 労務構成比: 59.57%

材料構成比: 10.44%

市場単価構成比: 0.00%

標準単価:

61.06700

代表機材規格(積算地区)	構成比	単価(積算地区)	代表機材規格(東京地区)	単価(東京地区)	備考
バックホウ(クローラ型) 標準型・超低騒音・排2014 山積0.5/平積0.4m3	25.92%		バックホウ(クローラ型) 標準型・超低騒音型・排2014 山積0.5/平積0.4m3		MTPC00158 MTPT00158
バックホウ用アタッチメント 掴み装置(伐木除根工用) 開口幅1700~2000mm爪幅400~750mm	4.07%		バックホウ用アタッチメント 掴み装置(伐木除根工用) 開口幅1,700~2,000mm 爪幅400~750mm		MTPC00085 MTPT00085
運転手(特殊)	33.82%		運転手(特殊)		RTPC00006 RTPT00006
土木一般世話役	18.27%		土木一般世話役		RTPC00009 RTPT00009
普通作業員	7.48%		普通作業員		RTPC00002 RTPT00002
軽油 パトロール給油,2~4KL積載車給油	10.44%		軽油パトロール給油		TTPC00013 TTPT00013
積算単価			積算単価		EP001
A=2 除根作業無し			B=1 -(全ての費用)		

施工単価表

運搬(伐木除根)

SPK25040189

単第0 -0005 表

機械施工 除根作業無し DID区間無し

運搬距離6.0km以下(5.0km超)

1

m3 当り

機械構成比: 58.43% 労務構成比:

30.16%

材料構成比: 11.41%

市場単価構成比: 0.00%

標準単価:

1,090.80000

代表機材規格(積算地区)	構成比	単価(積算地区)	代表機材規格(東京地区)	単価(東京地区)	備考
ダンプトラック[オンロード・ディーゼル] 10t積級 深あおり・土砂禁止 (タイヤ損耗費及び補修費(良好)を含む)	58.43%		ダンプトラック[オンロード・ディーゼル] 10t積級 深あおり・土砂禁止 (タイヤ損耗費及び補修費(良好)を含む)		MTPC00162T1 MTPT00162T1
運転手(一般)	30.16%		運転手(一般)		RTPC00007 RTPT00007
軽油 パトロール給油,2~4KL積載車給油	11.41%		軽油パトロール給油		TTPC00013 TTPT00013
積算単価			積算単価		EP001
A=2 機械施工 C=1 DID区間無し E=1 -(全ての費用)			B=2 除根作業無し D=19 運搬距離6.0km以下(5.0km超)		

